

第5章 乗車券の様式

第1節 通 則

(乗車券の表示事項)

第97条 乗車券の券面には、次の各号に掲げる事項を表示する。

- (1) 旅客運賃・料金額
- (2) 通用区間
- (3) 通用期間
- (4) 発売日付または乗車日付
- (5) 発売箇所名

2 臨時に発売する乗車券その他特殊の乗車券にあつては、前項に規定する表示事項の一部を省略、もしくは、その他必要事項を追加または裏面に表示することがある。

(参考)

乗車券に対する表示

鉄道運輸規程 第12条

(乗車券の駅名等の表示方)

第98条 乗車券の駅名及び旅客運賃・料金の表示方は、次の各号のとおりとする。

- (1) 乗車券の発駅名・着駅名は、旅客運賃の計算方に従って表示する。ただし、団体乗車券及び貸切乗車券の乗車区間については、乗車する列車等の発駅名及び着駅名を表示する。
- (2) 入鉄式補充片道乗車券及び車内補充券等は、入鉄または記入することにより表示する。
- (3) 片道普通乗車券は、着駅名を金額をもって表示することがある。

(旅客運賃割引等に対する表示)

第99条 旅客運賃の割引等を行なう乗車券には、その証として関係各片の表面に、次の各号に定める記号等の表示を行なう。

ただし、特に設備した乗車券類を発売する場合には、これと異なる表示方をし、またはこの表示を省略することがある。

- (1) 第22条及び第30条第1項第2号に定める学生・生徒割引用

ア

学

- イ 第30条第1項第1号に定める学生割引用

放

- (2) 第24条の規定による被救護者割引

- ア 被救護者用

救

- イ 付添人用

添

- (3) 第26条の規定による臨時特殊割引

- ア 割引率の明らかなもの

2割

5割

- イ 旅客鉄道会社線と当社線との割引率が異なるものまたはそのいずれか一方に割引の適用がないもの

鉄 割
社 割

- ウ ア及びイ以外のもの

割引

- (4) 旅客運賃・料金を後払とするもの

後	または	後払
---	-----	----

- (5) 乗車券を再交付するときの印

再	または	再
---	-----	---

- (6) 期間満了前の定期乗車券を回収して、期間の継続する新たな定期乗車券をその通用開始前から通用させるもの

継	または	継	並びに	継続
---	-----	---	-----	----

- (7) 普通乗車券で通用開始日を発売日後とするもの

月 日から通用（縦0.5cm・横3cm）

ただし、表面に表示しがたいときは、裏面に表示し、表面には「**前**」（直径1cm）と表示する。

（注）窓口発行機で普通乗車券の通用開始日を発売日後とする場合は、発売日を「10.-1発行」の例により券面左上部に印字し、「乗車日付」は券面左端に印字するものとする。

- (8) 小児に対して発売するとき

小	または	小	ならびに	小
---	-----	---	------	---

(赤文字)

- (9) 第136条の2の規定により、乗車券変更の取扱いをした乗車券に対するもの。

乗 変

- (10) 第139条の2の規定により、列車変更の取扱いをした特別車両券に対するもの。

列 変

第99条の2 (削除)

(乗車券の字模様)

第100条 乗車券で表面に着色するものに対しては、これと同色で社紋模様を表示する。ただし、別に定める場合を除く。



第2節 乗車券の様式

第1款 普通乗車券の様式

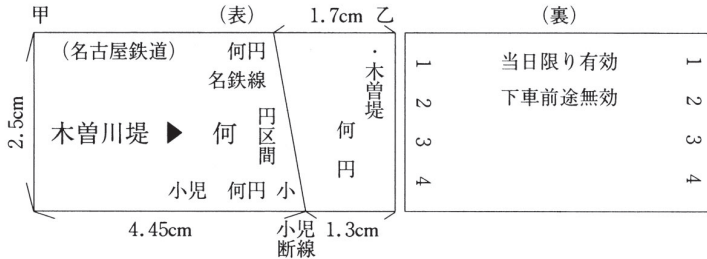
(常備片道乗車券の様式)

第101条 常備片道乗車券の様式は、次のとおりとする。

1 常備用片道乗車券

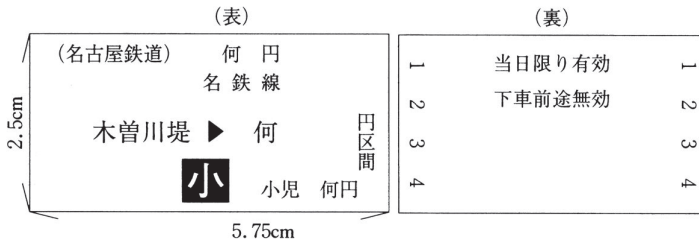
(1) 第1種 金額表示式

ア 大人・小児用



着色 (表) 淡黄色
(裏) 白 色

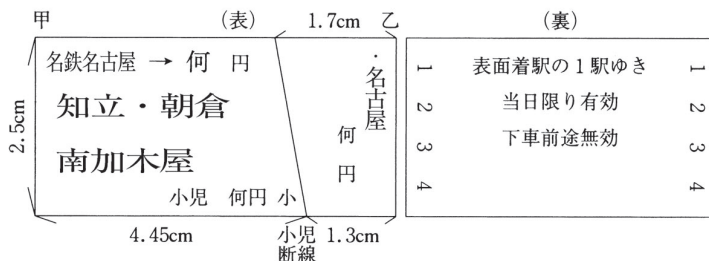
イ 小児用



着色 アに同じ

(2) 第2種 着駅名表示式

多区間大人・小児用



着色 (表) 淡黄色

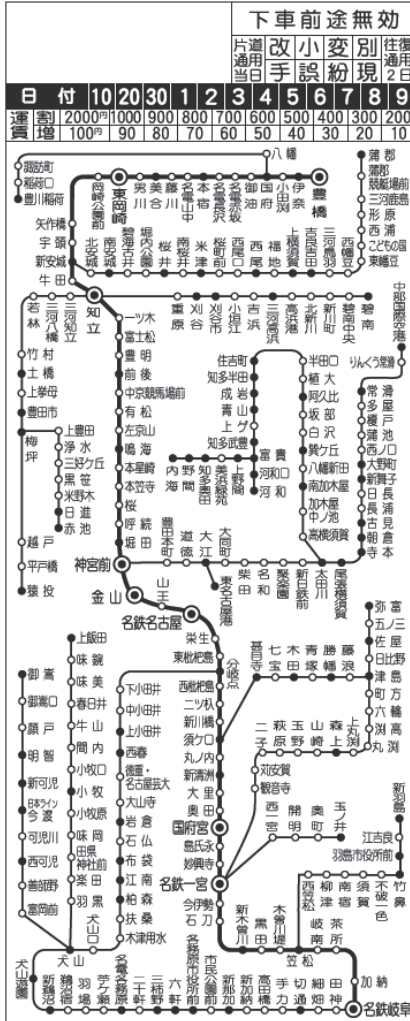
(裏) 白 色

(備考)

- (1) 紙質は、白ボール40KRとする。
- (2) 旅客運賃は、大人・小児用は大人運賃額を券面の甲片上部及び乙片下部に、小児運賃額は券面下部に、大人用は大人運賃額、小児用は小児運賃額を相当欄に印刷する。
- (3) 裏面の発行駅名は、共同使用駅発売を除き省略することができる。以下この章に規定する乗車券についても同じ。
- (4) 着駅名表示式（連絡用は除く。）
 - ア 多区間大人・小児用は、小児用も作製することができる。
 - イ 多区間大人・小児用の着駅は、異方向の同一運賃額4駅までを旅客運賃・料金算出表の配列順序により上段左方から表示する。

(入錶式補充片道乗車券の様式)

第104条 入錶式補充片道乗車券の様式は次のとおりとする。



着色 (表) 甲片: 淡黄色
乙片: 淡赤色
(裏) 白色

(注) 事由欄の略号は、次の事項を示す。

- 小 小 児
- 変 区間変更
- 別 別途乗車
- 誤 誤購求および誤発行
- 紛 紛 失
- 手 手回り品
- 現 現金收受
- 改 改 札

(備考)

- (1) 紙質は、甲片は上質45KR、乙片は純白ロール25.5KRとする。
- (2) この乗車券は駅運営部長が必要と認めた場合にその指定した箇所で使用される。
- (3) 甲・乙の2片制とし、乙片にはつづり目の切断線を設けない。

規 則

普通乗車券の様式

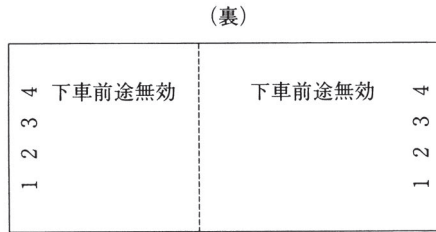
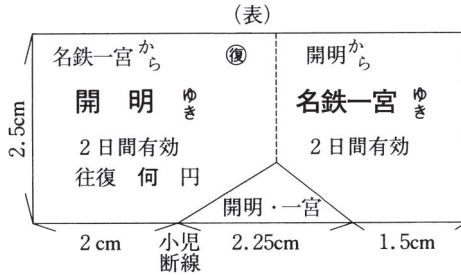
第105条 (削除)

(常備往復乗車券の様式)

第106条 常備往復乗車券の様式は、次のとおりとする。

1 第1種常備用

大人・小児用



着色 (表) 淡黄色

(裏) 白色

(備考)

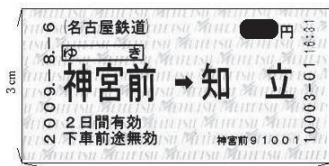
- (1) 紙質は白ボール40KRとする。
- (2) この乗車券は、小児用のものを作成することができる。この場合、小児断線を設けなくて、各片の券面に「小」と角ゴシック2号活字により黒色で表示する。以下、この条に規定する乗車券(乗車券類印刷発行機用及び近鉄線着のもの除く。)についてもまた同じ。

2 第2種 社線内用

窓口発行機用

往片（表）

復片（表）



5.75cm



着色（表）淡黄色（裏）黒色

（備考）

- (1) 紙質は、感熱紙135KRとする。
- (2) 裏面は、磁気式とする。
- (3) 小児用乗車券の券面には、小の印字を行なう。

第107条（削除）

第2款 定期乗車券の様式

(常備定期乗車券の様式)

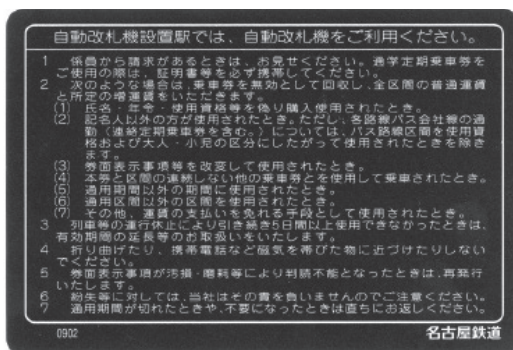
第108条 常備定期乗車券の様式は、次のとおりとする。

窓口発行機用

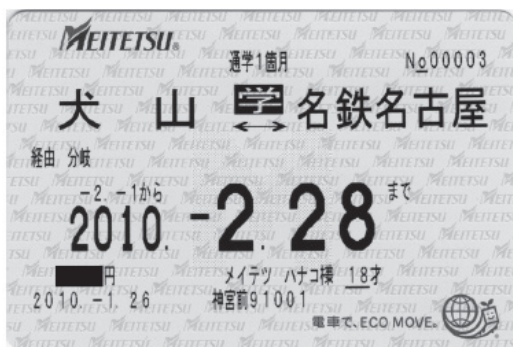
(1) 通勤 大人・小児用 (表)



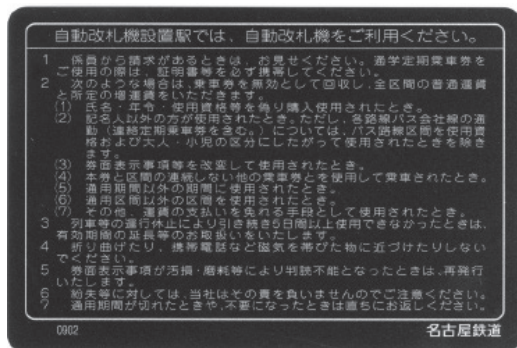
(裏)



(2) 通学大人・小児用 (表)



(裏)



(備考)

- (1) 材質はポリエステルとする。
- (2) 裏面は、磁気式(案内をプレ印刷で表示)とする。
- (3) 券紙表面の地紋色は淡紫色とし、男女の区別をしない。
- (4) 小児用は「小」、身体障害者等は「障」の例によりそれぞれ表示する。

第109条 (削除)

(補充定期乗車券の様式)

第110条 補充定期乗車券の様式は、次のとおりとする。

第1種通勤大人小児用・第2種通学大人小児用

(表)

乙	甲
№ 00000 ○ ↔ 経由: _____ _____円 ○ 年 月 日 ○ _____発行	№ 00000 ○ _____ 駅 _____ 駅 ↔ _____ 月 _____ 日 経由: _____ _____ 円 _____ 日 発行

着色 (表) 淡黄色

(裏) 白色

(備考)

- (1) 裏面は、甲片の裏に常備定期乗車券第1種裏面の注意事項を印刷する。
- (2) 第2種にあっては、甲片表面の有効期限欄に幅0.1cmの横線一条を、また、乙片表面の発行年月日欄上部に幅0.1cmの横線一条及び番号欄の右に「学」を角ゴシック4号活字によりそれぞれ赤色で表示する。
- (3) 中央部右方「 」欄は、旅客営業取扱細則第49条の規定による。

規 則

定期乗車券の様式

第3款 特殊割引回数券の様式

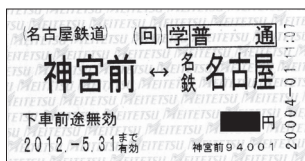
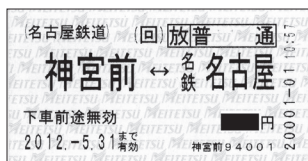
(通学用割引回数券の様式)

第111条 通学用割引回数券の様式は、次のとおりとする。

乗車券類印刷発行機用

第30条第1項第1号に定める学校

第30条第1項第2号に定める学校



着色 (表) 淡黄色 (裏) 黒色

(備考) (1) 紙質は、感熱紙135KRとする。

(2) 裏面は、磁気式とする。

第112条 (削除)

(身体障害者割引回数券の様式)

第112条の2 身体障害者割引回数券の様式は、次のとおりとする。

乗車券類印刷発行機用



着色 (表) 淡黄色 (裏) 黒色

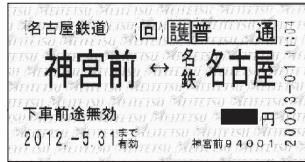
(備考) (1) 第111条に定める(備考)の各号に準じる。ただし、小児用は
小と印字する。

第112条の3 (削除)

(知的障害者割引回数券の様式)

第112条の4 知的障害者割引回数券の様式は、次のとおりとする。

乗車券類印刷発行機用



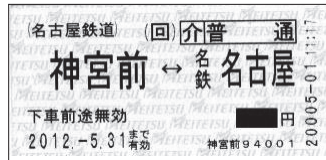
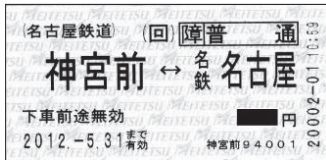
着色 (表) 淡黄色 (裏) 黒色

(備考) (1) 第111条に定める(備考)の各号に準じる。ただし、小児用は「小」と印字する。

(精神障害者割引回数券の様式)

第112条の5 精神障害者割引回数券の様式は、次のとおりとする。

乗車券類印刷発行機用



着色 (表) 淡黄色 (裏) 黒色

(備考) (1) 第111条に定める(備考)の各号に準じる。ただし、小児用は「小」と印字する。

第113条 (削除)

第4款 団体乗車券の様式

(団体乗車券の様式)

第114条 団体乗車券の様式は、次のとおりとする。

第1種 鉄道用

(表)

丙
 種別 片 往 復

種類 普 学

名古屋鉄道 No.
団体乗車券

代表者 氏名		殿		申込旅行 業者名				
人員	総 人 員		大 人	小 児	教職員・ 付添人	旅行業者	合 計	うち 無賃
	運賃・料金収受人員		大 人	小 児				
一人 当り 運賃・ 料金	普通運賃(円)	運	円				円	
	割引運賃(円)	賃						
		円						
割引率	社鉄.....割引割引		備考			円	

月 日	列車番号及び発時刻	乗 車 区 間	席 番	
			号 車	座 席 番 号
時	→		~
時	→		~
時	→		~
時	→		~
時	→		~
時	→		~

団 体 分 乗 券	区 間	番 号 及 び 数 量号.....号号.....号号.....号	} 枚
	承 認 第.....号.....			
記 事			年 月 日駅発行

(裏)

×										×									
(出 札 証 明 欄)																			
旅行開始前の減少人員																			
第	大人	小児	教・付	業者	合計	第	大人	小児	教・付	業者	合計								
	人	人	人	人	人		人	人	人	人	人								
1	取消の指定席			申出日時		2	取消の指定席			申出日時									
	列車名	席 番	月.....日	列車名		席 番	月.....日										
回	号車	時.....分	回	号車	時.....分	回	号車		取消通報先								
	号車		取消通報先		号車		取消通報先												
号車		取扱駅所	号車		取扱駅所														
号車			号車																
(改 札 証 明 欄)																			
旅行開始後の実際乗降人員										乗車駅	降車駅								
大 人	小 児	教職員付添人	旅行業者	合 計	(証 印)	(証 印)													

(注 意)

旅行開始後においては、特別な場合を除いて旅客運賃・料金の払いもどしはいたしません。

着色 甲片の表 淡黄色

甲片の裏及び乙・丙片 白 色

- (備考) (1) 紙質は、甲片は上質70KR、その他は薄葉紙とする。以下この款において規定する団体乗車券についてもまた同じ。
- (2) この乗車券は、鉄道及び他社線着のもの並びに名古屋市高速度鉄道線着・通過となるものに使用する。
- (3) 甲・乙・丙の3片制複写式とし、甲片を厚葉、その他は薄葉紙とする。
- (4) 丙片にはつづり目の切断線を設けない。

規 則

団体乗車券の様式

規 則

団体乗車券の様式

第5款 貸切乗車券の様式

(貸切乗車券の様式)

第115条 貸切乗車券の様式は、第114条に規定する団体乗車券の文字を貸切と訂正したものとする。

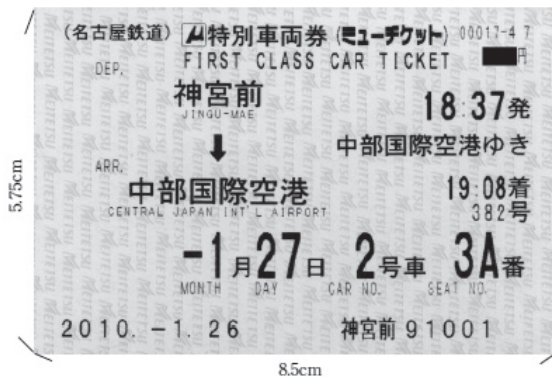
第3節 特別車両券の様式

(特別車両券の様式)

第116条 特別車両券の様式は、次のとおりとする。

第1種 窓口発行機用

(1) 特別車両券 (表)



着色 (表) 淡黄色 (裏) 黒色

(2) 他駅取次券 (表)

5.75cm	(名古屋鉄道) 他駅取次券 (ムーチケット) 00257-0 0		00257-0 0
	DEP.	FIRST CLASS CAR TICKET	****円
	(神宮前)	↓	18:57発
	ARR.	中部国際空港ゆき	中部国際空港ゆき
	(中部国際空港)	ホリタ	19:18着
	CENTRAL JAPAN INT'L AIRPORT	52号	
	-8月11日	2号車	3A番
	MONTH DAY	CAR NO.	SEAT NO.
	この券のみではご乗車できません。		
	2009. -8. 11	神宮前 91001	
	8.5cm		

着色 (表) 淡黄色 (裏) 黒色

(備考)

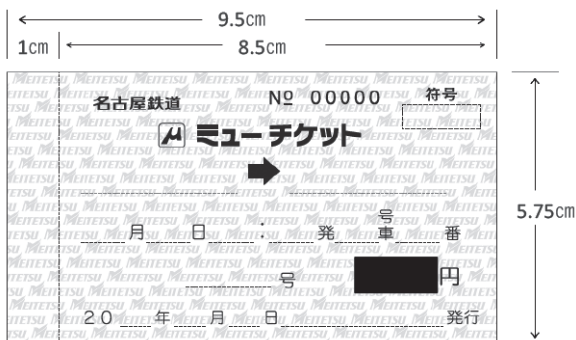
- (1) 紙質は、感熱紙135KRとする。
- (2) この様式は、窓口発行機設置駅所において、特別車両券、他駅取次券を発行の際使用する。
- (3) 発行駅所名の次に窓口発行機の号機番号を印字する。

第2種 券売機用



着色（表）淡黄色 （裏）黒色

第3種 補充用



着色（表）淡緑色 （裏）白色

ブレ印刷色（表）黒色

（備考）

- (1) 紙質は、上質90KRとする。
- (2) 番号は、券面右上1箇所とする。
- (3) 「[.....]」は、符号の記入欄とする。
- (4) 100枚つくりとする。

第 4 節 車内精算券の様式

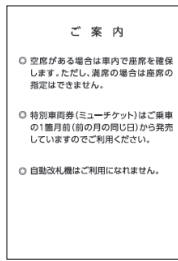
(車内精算券の様式)

第117条 第38条第2項の規定により発売する車内精算券の様式は、次のとおりとする。

(1) 現金精算用

(表)

(裏)



着色 (表) 淡黄色

(裏) 白色

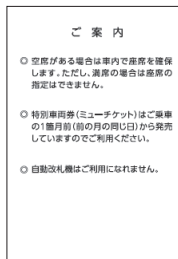
(備考)

- (1) 紙質は、上質55KRとする。
- (2) 1片制 (50枚つづり) とする。

(2) 引換用

(表)

(裏)



着色 (表) 淡緑色

(裏) 白色

(備考)

- (1) 紙質は、上質55KRとする。
- (2) 1片制 (20枚つづり) とする。

第5節 車内補充券及び特殊補充券の様式

(車内補充券及び特殊補充券の発行)

第118条 車内補充券および特殊補充券は、この章の第1節、第2節および第3節に規定する乗車券として発行するほか、特殊補充券にあっては再収受の取扱いをした証として発行する。

規 則

車内補充券及び特殊補充券の様式

第119条 (削除)

規 則

車内補充券及び特殊補充券の様式

規 則

車内補充券及び特殊補充券の様式

規 則

車内補充券及び特殊補充券の様式

規 則

車内補充券及び特殊補充券の様式

規 則

車内補充券及び特殊補充券の様式

(特殊補充券の様式)

第120条 特殊補充券の様式は、次のとおりとする。

(表)

甲		(名古屋鉄道)	
事 由		No 00000	
		領 収 額	
		¥	円
原 券	から 種別	号	円
	月 日 通用	から	ゆき
券 経 由 ()			
收受又は 変更区間		から	まで
券 経 由 ()			
人 員	大 人	小 児	学割
	通用発売日共		
日 間 有 効			
指 定		乗車駅発	時 分
記 事		号車	番 席
20...年...月...日... 駅発行			
(入鉄・途中下車)			
①			②

規 則

車内補充券及び特殊補充券の様式

着色 甲片の表 淡緑色

甲片の裏及び乙片 白 色

(備考) 甲・乙の2片制複写式とし、甲片は上質55KR、乙片は薄葉紙とする。